

第 3 号議案

平 成 2 9 年 度

亀岡市簡易水道事業特別会計予算

平成29年度亀岡市簡易水道事業特別会計予算

平成29年度亀岡市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ
369,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、
「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすこと
ができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及
び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借
入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

平成29年2月27日提出

亀岡市長 桂川孝裕

第1表 歳入歳出予算

1 歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円 77,982
	1 使用料	77,922
	2 手数料	60
2 分担金及び負担金		3,616
	2 負担金	3,616
4 府支出金		55,530
	1 府補助金	55,530
5 財産収入		79
	1 財産運用収入	79
7 繰入金		46,224
	1 他会計繰入金	34,869
	2 基金繰入金	11,355
8 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
9 諸収入		24,969
	2 雑入	24,969
10 市債		160,300
	1 市債	160,300
歳入合計		369,700

2 歳出

款	項	金額
1 管理費		千円 75,124
	1 施設管理費	75,124
2 簡易水道建設費		228,760
	1 簡易水道建設費	228,760
3 公債費		63,816
	1 公債費	63,816
4 予備費		2,000
	1 予備費	2,000
歳出合計		369,700

第2表 地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業	<p style="text-align: center;">千円 160,300</p> <p>(ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)</p>	<p>(1) 普通貸借 (2) 証券発行 (3) 本債にかわる短期債を起すことができる。</p>	<p style="text-align: center;">5%以内</p> <p>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)</p>	<p>政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。</p>